

○静岡県警察特殊標章等の交付等に関する要綱の制定 について

(平成 19 年 12 月 17 日例規第 122 号)

みだしのことについて、別添のとおり「静岡県警察特殊標章等の交付等に関する要綱」を定め、平成 20 年 1 月 1 日から施行することとしたので通達する。

別添

静岡県警察特殊標章等の交付等に関する要綱

第 1 目的

この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日付け閣副安危第 321 号。内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）及び国家公安委員会・警察庁国民保護計画（平成 17 年 10 月、国家公安委員会・警察庁）の規定に基づき、本部長が行う国民保護法第 158 条第 2 項の特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付等に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

第 2 交付の対象者

本部長は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 2 条第 2 号に規定する武力攻撃事態及び同条第 3 号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、次に掲げる者に対し、その者の申請により特殊標章等を交付する。

- (1) 静岡県警察の職員のうち国民保護措置（国民保護法第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）に係る職務を行う者
- (2) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第 3 交付等の手続

- 1 第 2 の申請は、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第 1 号）を本部長に提出して行うものとする。
- 2 本部長は、前記 1 の申請により、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等交付台帳（様式第 2 号）に登載し、特殊標章等を作成して交付する。

第 4 様式等

- 1 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、航空機章又は船舶章とし、その表示位置、材質及び制式は、別表に定める。
- 2 身分証明書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

第5 使用等

特殊標章等の交付を受けた者は、第2の措置を行う場合において、別表に定めるところにより特殊標章を表示するとともに、身分証明書を携帯するものとする。

第6 有効期間

- 1 身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を考慮して本部長が定める。
- 2 本部長は、必要があると認める場合には、前記1で定めた有効期限を変更する。

第7 再交付

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損した場合には、その旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けることができる。この場合において、き損又は汚損した特殊標章等を返納しなければならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失った場合には、速やかにその旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければならない。
- 3 身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を本部長に申し出て、身分証明書の再交付を受けなければならない。この場合において、記載事項に変更が生じた身分証明書を返納しなければならない。
- 4 特殊標章等の再交付の申請は、特殊標章等に係る再交付申請書（様式第4号）により行うものとする。
- 5 本部長は、前記4の申請により、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等交付台帳に登載し、特殊標章等を作成して再交付する。

第8 返納

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、速やかに特殊標章等を返納しなければならない。
 - (1) 対処基本方針（事態対処法第9条第1項の対処基本方針をいう。）が廃止されたとき。
 - (2) 身分証明書の有効期間が満了したとき。
 - (3) 第2に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。
- 2 第7の2の規定により特殊標章等の再交付を受けた者は、失った特殊標章等を発見したときは、速やかに当該特殊標章等を返納しなければならない。

第9 管理

- 1 本部長は、特殊標章等を交付し、又は返納を受けた場合には、特殊標章等交付台帳に必要事項を記載し、これを整理保管する。

- 2 本部長は、特殊標章等の保管に当たり、鍵のかかる鉄庫等に保管し紛失防止に努める。
- 3 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等の使用時において脱落、紛失等の防止に努めるとともに、特殊標章等を使用しない場合には、鍵のかかる鉄庫等に保管し紛失防止に努めるものとする。

第10 貸与

- 1 本部長は、国民保護措置についての訓練が行われる場合において、必要があると認めるときには、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与する。この場合において、第7及び第8の2の規定を準用する。
- 2 特殊標章の貸与を受けた者は、当該訓練終了後、速やかに特殊標章を返納しなければならない。

第11 禁止事項

- 1 特殊標章等の交付及び貸与を受けた者は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は当該国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 2 特殊標章等の交付及び貸与を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第12 周知

本部長は、特殊標章等の交付等を受ける者に対し、特殊標章等の意義、使用及び管理等についてあらかじめ説明を行い、周知を図る。